

○許可証の再交付

(第5条第4項)

改正 平成26年3月20日 平成28年6月23日

平成29年3月22日 令和3年3月26日

審査基準

令和3年3月26日作成

| | |
|----------|---|
| 法令名 | 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(風俗営業等適正化法) |
| 根拠条項 | 第5条第4項 |
| 処分の概要 | 許可証の再交付 |
| 原権者(委任先) | 岡山県公安委員会 |
| 法令の定め | 風俗営業等適正化法施行規則第1条(許可証再交付申請書の提出)、第12条(許可証の再交付の申請) |
| 審査基準 | |
| 標準処理期間 | 14日 |
| 申請先 | 営業所を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課 |
| 問い合わせ先 | 生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室 |
| 決裁区分等 | 警察署長 |
| 備考 | |